



商標登録証

(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

登録第 5 4 7 7 8 9 3 号

(REGISTRATION NUMBER)

商標
(THE MARK)

(標準文字)

馬印

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分
(LIST OF GOODS AND SERVICES)

第 1 6 類

あて名印刷機，印字用インクリボン，自動印紙はり付け機，事務用電動式ホッチキス，事務用封かん機，消印機，製図用具，タイプライター，チェックライター，謄写版，凸版複写機，文書細断機，郵便料金計器，輪転謄写機，紙類，文房具類

商標権者
(OWNER OF
THE TRADEMARK RIGHT)

愛知県名古屋市中川区山王 3 丁目 1 6 番 2 7 号

株式会社馬印

出願番号
(APPLICATION NUMBER)

商願 2 0 1 1 - 0 6 2 1 3 1

出願日
(FILING DATE)

平成 2 3 年 8 月 3 0 日 (August 30, 2011)

登録日
(REGISTRATION DATE)

平成 2 4 年 3 月 9 日 (March 9, 2012)

この商標は、登録するものと確定し、商標原簿に登録されたことを証する。
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE TRADEMARK IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

平成 2 4 年 3 月 9 日 (March 9, 2012)

特許庁長官
(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

岩井良行

